

熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会運営要綱

制定	平成17年	5月19日	市長決裁
改正	平成20年	2月13日	健康福祉局長決裁
	平成20年	4月1日	健康福祉局長決裁
	平成22年	6月1日	高齢介護福祉課長決裁
	平成23年	4月1日	市長決裁
	平成25年	4月1日	高齢介護福祉課長決裁
	平成26年	4月1日	健康福祉子ども局長決裁
	平成29年	4月1日	高齢介護福祉課長決裁
	平成31年	4月1日	高齢福祉課長決裁
令和	5年	4月1日	高齢福祉課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）の運営に際し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 委員会は、委員25名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。なお、公募委員については、別途定める公募要領により選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 介護保険事業者
- (4) 社会福祉関係者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの（公募委員を含む。）

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを選任し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

2 委員会の会議は、委員長が主宰する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門委員会の設置)

第4条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に諮って専門委員会を設置することができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、健康福祉局高齢者支援部高齢福祉課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。